

藤田茂吉拾遺三四

六四

野田秋生

大分県先哲叢書の評伝『矢野龍溪』の稿をともかく終わつて、力足らず心残りが多い。その一つに藤田茂吉について多くを書き込めなかつたことがある。

鳴鶴藤田茂吉は、大隈重信から「筆以外の事でも仕事をさせればきっと三井の番頭中上川ぐらいの腕は揮い得た（中略）議論も立てば文章も上手、雄弁家で、詩も上手なら英書も楽に読める（中略）実に得難い人物であつた」（『大隈候昔日譚』）と言われ、犬養毅に「君が多年國家に尽くしたる功業は遍く举国人民の脳裏に入りて無形の記功碑を成せり。君逝くと雖も君が名は以て不朽に伝ふるに足れり」（『郵便報知』明治二五年八月二八日）と書かれている。実際四年という短い生涯で彼がした活動は、新聞記者や改進党幹部としてだけでなく、

最初期のシェークスピア紹介、蛮社の獄の発掘、小説家、硬派出版社経営、東京府会議員や国会議員など多方面にわたつてかえりみられるべきものが多いのである。

しかし、何故かこれまで藤田について、大田原在文『十大先覚記者列伝』中の「藤田茂吉」以外にまとまつた伝記がなかつた。その藤田は最後まで龍溪と緊密かつ微妙な関係にあり、互いが互いの姿をはつきりさせる鏡のような関係にあつたから、藤田についてもかなり書きこめると考えたのだが、実際は龍溪伝としてのバランスや頁数の問題もあつたわけである。そこで編集子に若干の紙数を与えた機会に、原稿から削つた中から三四を以下に拾遺してみたい。（無論これは藤田茂吉論でも伝でもなく一部の拾遺にすぎない）

一 藤田杜宇について

藤田は二度結婚している。その最初の妻が杜宇である。

藤田が若干二三才で『郵便報知新聞』編集長となりその名声が高まるとき、彼がかつて矢野文雄の援助をうけたことや、貧書生の身で新橋花街に遊んでその一奴に狎れ、彼女が遊費

だけではなく学費まで貢いだと殊更に言い立てられたりもした（例えは佐々木秀三郎『新聞記者列伝・二編』）。朝吹英二に、藤田や岡本貞休らと一文なしで新橋で遊んだ野放図な青春の一齣の回想があり（『朝吹英二君伝』）時期についても上記の評判は事実らしい。その一妓が豊吉すなわち藤田杜宇で、結婚はこれまで九年のかれの筆禍禁獄明けのころとされて來た。

しかし、「編輯長タルニ及ビ新橋ノ校書ヲ納レテ正夫人ト為」した（『立憲改進党名士列伝』）という記事があり、また犬養毅が明治八（一八七五）年十月に、藤田が「始めて一家を構えた」機会に藤田家の書生となり、その冬に「藤田夫人よりフランネル襦袢一枚を恵まれた」と書いている（『家記大要』）から、（入籍はともかくとしても）結婚は八年秋とすべきであろう。

さて藤田は「貧生ヲ憐レム人」（兄当弘宛犬養書簡）で、犬養毅や曾宮禄佑・友部鴻漸（朝比奈知泉『老記者の思い出』）など多くの若者を書生・食客として置いたが、杜宇夫人はいわゆる俠氣ある性格で、彼らの面倒をよくみたという。

彼女は十五年七月十九日、コレラで死去するが、書生時代の夫人の恩顧を多としていた犬養がつききりで看病にあたり、しもの世話をまでしたという（『犬養木堂伝』）のは有名である。

葬儀は九月五日、浅草東本願寺で執行、谷中墓地に埋葬するまで一切万端を犬養がとりしきつた。

当時ロンドンにいた末松謙澄は杜宇の訃報をきいて「悼鳴鶴藤田君喪偶」一篇を送つて來た（『郵便報知』明治一六年五月一日）。—その一部

由来鳴鶴有為士

天下喧伝名不虛

我素与之久相識

蓋簪幾度会其居

常能使我足欣羨

梁氏有妻德不孤

纖手擊柑時助酒

有時為我摘園蔬

有時閑把素琴鼓

鐸爾其音妙有余

一夜佩環飛棕月

音容猶在人已無

嗚呼鳴鶴可憐耳

我亦天涯巾為濡

鳴鶴之名亦何益

閑雲無鶴落江湖

二 鳴鶴号について

藤田茂吉は九阜山人・聞天楼主人・翠風生などと号したが、最も使つてゐるのは鳴鶴または鳴鶴居士であることはよく知られている。しかしこゝに次のような文章がある。

「鶴九阜ニ鳴テ声天ニ聞フト（中略）箕浦氏鳴鶴ヲ以テ自ラ名ク」——『郵便報知新聞』明治九年四月七日掲載の「送鳴鶴街史之裁判所序」の一節である。箕浦氏はもちろん箕浦勝

人である。またこの文章の筆者の「赤狗野史」なる人物は「余ヤ終始街史ト出所ヲ同フシ」といふと文中で語つていて、当時の『郵便報知新聞』社内で該当するのは藤田しかいない（同県人・同時に慶應卒業・同時に報知社入り）。とするとこははどういうことになるのだろうか。箕浦側からも藤田側からも、この点について触れたものはないようである。

さて、箕浦の「裁判所」行きは新聞紙条例・ざんばう律による明治政府の新聞弾圧によるものであった。

『郵便報知新聞』（以下『郵便報知』と略す）については、すでに明治八年八月四日の茂吉の論説に関して七日に編集長の栗本鋤雲が呼び出され（十二日に茂吉が編集長になるのは多分これが契機であろう）、そして十二月五日に鶴岡県令三島通庸にに関する投書を掲載したことが、ざんばう律に問われて今度は藤田が、禁獄一ヶ月・罰金二百円の判決を受けた。但し檻倉が不足で、実際は自宅蟄居であった。藤田は次のように詠んでいる。

私邸為獄三十日 公庫収金二百円
雖有両足不得動 一身枉化壺中仙

藤田が釈放された直後の明治九年二月一日、『報知』は

ところでこの下獄に際して箕浦は「訣別ヲ報知社員ニ告グ」を四月六日号に載せ、「勝注 勝人のことトス(中略)無義無意ノ雜文ヲ以テ罪ヲ法廷ニ將ニ獄ニ就カントス(中略)無義無意ノ雜文ヲ以テ罪ヲ法廷ニ得ントハ嗚呼愚ナリ騐ナリ不明ナリ(中略)俯シテ家郷ヲ望メバ老親ノ門ニ倚テ東天ヲ怨望スルアルヲ思ヒ為ニ心腸ヲ切断スル」と書いた。これに対して翌七日号に載ったのが先記の赤狗野史すなわち藤田の文章である。

ところで「地下新報ノ二閻魔ノ公行」の筆者「鳴鶴街史」は実は藤田で箕浦はその身代わりであり、四月六日号・七日

「地下新報ノ二閻魔ノ公行」という戯文を「放痴小言」欄に掲げた。文末に「鳴鶴街史夢中稿」と署名されている。三月初め、この戯文筆者として箕浦勝人が呼び出しを受けた。（このころ『郵便報知』が載せた投書「猿人政府」の筆者植木枝盛や、仮編集長だった岡敬孝も呼び出され、植木は二ヶ月、岡は実に一年半の禁獄を判決された。）箕浦はちょうど病臥中で三月三〇日に出頭、町用預けとなり、四月五日になって禁獄二ヶ月の判決を受けた。このとき有名な鍛冶橋監獄が竣工していく、藤田のときと違い箕浦はその二八号房に収監された。

号の文章は手のこんだ粉飾の為である、とすることはできない。箕浦呼び出しの直前の三月一日、報知社は開業四周年の原始祭を両国中村楼で行つたが、箕浦は「疾病ニ罹リ此盟会ニ陪スルヲ得」なかつた(『報知』同年三月四日)。身代わりに立てるなら、病人でなくとも人はいたはずである。実際その後も箕浦はしばしばこのときの下獄について書いているのである。

そうすると、「鳴鶴」「九阜」の号はこの時点までは箕浦のものであり、藤田が、このいわばケチがついた「鳴鶴」「九阜」の号を箕浦から譲り受けたものと考えるしかないであろう。事実これ以前に藤田の「鳴鶴」「九阜」号の使用例は同紙上に見いだせないのである。

では藤田が「鳴鶴」「九阜」号を使用しはじめたのはいつからだろうか。明治九年(一八七六年)については、当時の漢詩文雑誌の類(例えば佐田白茅編集の『明治文詩』、報知社客員だった森春齋編集の『新詩文』や成島柳北編集の『花月新誌』など)に藤田の作品は載せられておらず、『郵便報知新聞』には本名で何篇かを発表しているが「鳴鶴」「九阜」と署名したものは見当たらない。いま管見の限りで、藤田と鳴鶴が

結び付いた例を見る事ができる最初は、栗本鉄雲が『郵便報知』明治十二年二月七日に載せた「社友藤田鳴鶴君之構翠雨樓而移也」と書いている「翠雨樓記」(十一年十一月作)のようである。したがつて今は、十一年前に藤田は鳴鶴号を使い始めた、と言うに止めなければならない。

三 私考憲法草案について

『郵便報知新聞』明治十四年五月二十日から六月四日にかけて「私考憲法草案」(以下「報知社案」と表記)が連載されている。従来その筆者については、例えば稻田正次『明治憲法成立史』なども筆者名をあげず、早くこの案の全文を紹介した鈴木安蔵『自由民権』だけが唯一「恐らく藤田茂吉、箕浦勝人等の筆になるものであろう」としているが、考証は無い。四月に発表された有名な交詢社の「私擬憲法案」(以下「交詢社案」と表記)と内容がほど同じで独創性に乏しく、多くの場合憲法構想としては「便宜同一案として」(家永三郎他『明治前期の憲法構想』)比較的に軽く取り扱われて来たからであろう。

しかし「報知社案」には「交詢社案」には無い、かなり詳

明治一四年九月十九日)とある。

細な説明がついていて、從来も「交詢社案」の憲法思想はむしろこの説明によつて考察されて来たのであって、明治初期の憲法思想史上における意義は決して「交詢社案」の蔭に押し込んで無視してよいものではないのである。

さて、この連載の緒言に「記者識」として「曩キニ本館国會論ヲ紙上ニ掲ケ大方ニ質セリ」とある。この「国会論」はいうまでもなく福沢の筆になり藤田と箕浦勝人の名前で発表されたもののことである。「本館」は個人ではなく郵便報知新聞社を指すとすべきであろうが、同じく緒言中に、誰とも討論せず「余輩力自家一個ノ意見ヲ以テ草定ス」とある「余輩」は藤田・箕浦のいづれかと考えてよいだろう。(この「余輩」は「交詢社案」発表の前に起草を始めていたと書いているが、小幡篤次郎ら参加した人名はほぼわかつている。「交詢社案」起草者の中に藤田・箕浦はいない。)

ところで一人のうち箕浦は、当時は兵庫の商法講習所にいた(憲法案については兵庫國憲法講習会案の監修に当たつてゐる)。つまり「報知社案」の記者は藤田なのである。藤田が十四年八月の帰省のとき竹田貫墳社に宛てたメッセージには「嘗テ私考憲法草案并ニ其附稿ヲ掲明シタリキ」(『報知』

第二点は、当時の憲法草案が大抵は君主の神聖不可侵を条

天皇・皇帝、元老院・左院、国会院・右院といった用語や、一カ条の内容を二カ条に分けたり、その逆といった形式の異同を別とすれば、イギリス型議院内閣制という基本原理だけでなく、章・条の細部までほど同じと言つてよい(但し両案の構想の分析はこの稿の主題ではない)。しかし幾つかの違

いもあるのであって、例えば上院について、「交詢社案」は特撰議員は定員三分二、二十五歳以上、公撰議員三十五歳以上とするのに対して「報知社案」は特撰は定員二分一、年齢は特撰も公撰も三十五歳(これまで紹介されているものは二十五歳としている)。『郵便報知新聞』の当該箇所の印刷は不明瞭で「二」と読めるが、他の箇所の「二」「三」の印字の高さの比較と前条規定との論理的整合性から三五とすべきである)以上としている。また下院については両者同じだが、歳費については「報知社案」は上院議員には支給規定を置いていない。しかし、より明確な違いは次ぎの三点である。その第一点は前述した「解説」の有無であるが、繰り返さない。

文に掲げる、「交詢社案」も同じ)のに対し、「報知社案」は、条文としては掲げていない点である。当時の多くの民間の憲法草案が掲げる君主神聖条項は、形式的にはベルギー、オランダ憲法などに倣つたもので、君主の政務無答責すなわち「君臨すれども統治せず」の原則との論理的コロラリーの上に立てられたものであつて、後の国体論的天皇觀とは異なるものとされる。「報知社案」も解説の中で「皇帝ハ神聖ニシテ犯ス可ラサルモノナルカ故ニ總ヘテ宰相ノ責任ニ帰スルモノ」と述べているのであって、思想的には同じである。しかしそれなら、なぜ藤田は君主神聖条項を、条文としては掲げなかつたか、解説の中には触れていない。

ところで『山陽新報』七月十日・九月十日に連載された永田一二(中津・慶應義塾出身)「私草憲法」も「交詢社案」の影響を強くうけたものであるが、「皇帝ハ神種ナリ神聖ナリトノ説アリト雖モ神種若クハ神聖ト云ハバ人間ニアラズトノ意」であるとして、「此ノ如キ臆説ヲ憲法に載スルニ於テハ将来人智ノ愈々上進スルニ及シテ如何ナル反動ヲ生」じるかもしれないから、と君主神聖条項を掲げない理由を説明している。永田が「神種」と言つてゐるのは、十三年春以来の

『東京日日新聞』と『東京横浜毎日新聞』の間でかわされていたいわゆる帝王神種・非神種論争にかゝるものであつて、『東京日日』の神種論は論争の中で、後の国体論的な天皇觀を強めて行き、十四年四月、非神種・非神聖とは「外國ノ帝位ニ限ルカ、將タ我皇國ノ帝位ヲモ」言うかと非神種論を恫喝した。『東横毎日』は沈黙した。すでに天皇について非神種・非神聖を言うことは危険だったのである。「報知社案」はこの恫喝の直後に、永田案はその二ヶ月後に書かれたのである。

つまり君主神聖条項が、それ自体はあくまで立憲君主制の論理的的前提であつたとしても、現実には後の国体明徴論的・神權論的に機能する可能性をもつものであることは、想定できることではなかつたのである。二人が君主神聖条項を条文として立てなかつたのには、こうした事情への配慮があつたのかも知れない。

もちろんこのことは藤田が非尊皇主義者であったことを意味しない。むしろ「報知社案」は「交詢社案」に無い、「皇帝ノ宮費ハ毎歳國庫ヨリ納ム可シ」という条文を置く。これが第三点。但し、これによつて皇室費は国会の予算・決算審

議権の下に置かれる（天皇の内帑金から政府反対派買収等の資金がヒミツに支出されることは多かった！）わけで、立法技術的には、より立憲君主制的に精密になっていると言うことが出来よう。

十四年の帰省について

藤田茂吉の伝記としてはこれまで大田原在文『十大先覺記者列伝』中の「藤田茂吉」がほとんど唯一のものであった。その中で著者は藤田の

此心不憾誤帰期 遠見慈親幸有辞 入眼江山渾旧識
臨門賓客半新知 荒城残廓斜陽外 破壁幽蛩夜雨時
身在故鄉異鄉似 十年世変一枰棋

という漢詩を紹介し「明治廿年帰省の際に作った「帰家」と題する律の如き、かれの畏友栗本鋤雲が佳作として推奨した」と書いている。

ここで藤田の上京・慶応入社は明治四年（一八七一）のことと、「明治廿年帰省の際」では「十年世変」と矛盾する。実はこれは、明治十四年の帰省の際に作なのである。上の詩は『郵便報知新聞』に断続的に掲載されたこの時の紀行文「西

遊記行』の九月二八日掲載分に記載されている。

さて、上京後の藤田は明治十四年と十八年の二回帰省したことかわっている。十八年の帰省は父林平四郎の死に際してのものであるが、問題は十四年の夏の帰省である。『西遊記行』によれば春に父の病臥の報があつて帰省を思い立つた

が、快癒の報があり、間もなく日本橋区から東京府會議員に選出されたりして帰省しないままに過ぎて来ていた。しかし望郷の念やがたく、そこで府会が閉会するのを待つて（船便の都合で翌日の閉会式は欠席）八月十七日、朝吹英二・犬養毅ら数名に見送られて横浜から乗船、出発したというわけである。（以下この帰省については「西遊記行」による）

しかし言うまでもなく十四年は、北海道開拓使事件と十四年政変の年であった。

北海道開拓使官有物払い下げを最初に問題としたのは『東京横浜毎日新聞』七月二十六日の社説であった。藤田主幹の『郵便報知』は七月二十八日「開拓使廃止ノ結局如何」、八月四日「仰訴天」、十一日「北海ノ余波」を掲げて払下げ反対キャンペーンに加わる。開拓使官有物払い下げが政治問題として重大化しようとしていたのである。

しかし藤田はこの時点で開拓使問題があれだけの大問題に

たのであろう。

発展するという予想を全くもつていなかつたらしい。藤田が帰省を決意したのは、先記した事情の他に、すぐ前の八月六日に矢野文雄が、これも出郷後はじめての帰省に出発したことがあろう。しかし藤田出発時の見送りの盛大さからして、この帰省はかなり長期的なものを予定していたと思われるるのである。(矢野の出発時点は問題表面化直後であり、こちらも予測は全く無かつたらしい。)

藤田は大阪で『大阪新報』の加藤政之助や箕浦勝人と歓談し、東京の近況や開拓使問題について「応答」したり、別府で温泉に入ったりして、八月二十二日に佐伯に着いた。いる朋友・親戚の招待・来訪で忙しい。「郷紳」三〇余名に矢野と一緒に養賢寺で盛宴を受けた演説、おかえしに矢野とはかって同寺に四〇余名を招待した。かっての渺たる水主の三男として、得意の思いだつたとして当然であろう。

演説では二人とも開拓使問題に触れていないが、藤田は公共への志による「結社協力事ヲ謀リシニ同意者多ク有志ノ士相議シテ其事ニ着手シタ」という。おそらくこれが中島固一郎らの十四社(または佐藤蔵太郎らの青年久敬社)の結成となつ

藤田らは竹田の貫墳社からも招待された。しかしその頃には開拓使問題は重大な政治問題化していた。官権新聞のはずの『東京日日』の福地桜痴さえ開拓使官有物払い下げ反対の陳言に加わった。藤田に帰社を促す郵便電報がしきりで、ついに藤田は竹田貫墳社へのメッセージ(これにも開拓使問題への言及は無い)を矢野に託して九月四日、佐伯を発つた。

しかしその後は阪神間で小幡篤次郎や加藤・箕浦らに会い、交詢社懇親会に臨んだり、大阪・京都で酒を飲み、琵琶湖に舟を浮かべたりした。急いだとは見えない。東京に着いたのは十五日であった(矢野はさらに遅く二十五日に帰京)。政変は十月十二日。情勢認識に切実さが欠けていた。

帰京後、藤田は板垣歓迎会を企画したり豈好同盟や明治政談演説会に登壇したりしたが、政変に到る情勢の緊迫を最後までとらえることは出来なかつたらしい。『郵便報知』は雑報欄に数行、薩摩參議は国会開設請願の動きの前で静まり返つてゐると報じた(八月二九日)のみである。(尤も、それは藤田・矢野にかぎらず、大隈重信自身を始め、いわゆる三田派の大抵に言えることであるが)